奈良県告示第三百九号

奈良県総合リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）第四条第四項及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第十七条第四項の規定により、奈良県総合リハビリテーションセンター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　指定管理者となる団体

磯城郡田原本町大字多七二二番地　社会福祉法人奈良県社会福祉事業団　理事長

荒井正吾

二　指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで